

## 次世代知財システム検討委員会（第6回）

日 時：平成 28 年 2 月 25 日（木）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎 4 号館 1208 特別会議室

出席者：

【委 員】中村委員長、赤松委員、上野委員、亀井委員、喜連川委員、瀬尾委員、  
田村委員、福井委員、水越委員、柳川委員

【事務局】横尾局長、増田次長、磯谷次長、田川参事官、永山参事官、中野参事官補佐

1. 開会
2. 国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応
3. 報告書とりまとめに向けて
4. 閉会

○中村委員長 おはようございます。朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。「次世代知財システム検討委員会」第6回の会合を開催いたします。

本日は、川上委員、宮島委員、山口委員から御欠席の連絡をいただいています。

では、議事に移ります。事務局から配付資料の確認をお願いします。

○永山参事官 お手元の議事次第をご覧くださいませでしょうか。資料は5種類お配りしております。資料1から資料3が、本日御議論いただくメイン資料になります。インターネット上の知財侵害、新しい著作権制度、AIでございます。資料4が主な議題。参考資料として、今年今年の1月にパブリックコメントを募集しましたが、その結果について、参考資料として配付させていただいております。不足等があれば事務局にお申し出いただければと思います。

以上でございます。

○中村委員長 よろしいでしょうか。

議事としては、国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応、それから報告書取りまとめということですが、報告書取りまとめのところでは、デジタル・ネットワーク時代の著作権制度の議論とAI創作物の話、この2つの話を柱に後ほど御議論いただければと思います。

では、議題に入ります。最初に、前回に続きまして、国境を超えるインターネット上の知財侵害への対応についての議論。まずは事務局から資料の説明をお願いします。

○永山参事官 それでは、資料1「国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応について（論点整理）」をご覧くださいませと思います。1ページ目が総論、2ページ目以下が各論ということで整理をさせていただいております。総論のところについて、簡単に御説明させていただきます。

「(1) 対応の必要性とその対象」について、前回御議論いただいて、ほぼ共通認識ではないかと考えておりますが、矢印のところがございますように、一部の悪質な侵害に対するより一層の対応強化が必要であることに大きな異論はなかったということ。その上で対応を強化すべき対象となる侵害行為の範囲をまずは明確にする必要があるのではないかとございます。

「(2) 正規版の流通促進」につきましても、矢印のところをご覧くださいませと、侵害対策の目的は、正規版の流通を促すということでありますので、そのために正規版の展開が必要不可欠であるということで、侵害対策と正規版の流通促進策をバランスをとって進めていくべきではないかということが前回の御議論であったかと存じております。

2ページ目、ここからが各論で、リーチサイト対策、サイトブロッキング、オンライン広告、プラットフォームということで4点、(1)から(4)まで整理させていただいて

おります。

「(1) リーチサイト対策」について、まず「①総括」ですが、1つ目の○、このままリーチサイトを放置していくのは問題であるということ。

2つ目の○、プラットフォームが、日本では法的根拠が定まっていないことを理由に削除に応じないということであれば、法的根拠を明確にするしかないという御意見。

3つ目として、対策の検討に当たっては、リーチサイトとは何か、範囲を絞って考える必要があるという御意見がございました。

「②対象範囲の限定の仕方」でございますが、例えばということで、営利目的とか、業として、また侵害の情を知ってということで、目的とか対応などに着目して限定を画すことが考えられないかという御提案。

2つ目の○、警告をしても止めないようなもの。そういう悪質なものに限定する要件を付加した上で、みなし侵害ということで規定してはどうかという御提案がございました。

「③課題」として5つ○を整理させていただいていますが、最初の3つの○をまとめますと、単なるリンクを張る行為は著作権侵害にはならないというこれまでの考え方とバッティングする面もあることから、規制対象が広くなり過ぎると拡大解釈されるのではないかという懸念。また、リンクやエンベッドを制約することにならないかという懸念。さまざまな懸念、御批判が出てくる可能性がある。そういうものを踏まえた上で検討を進めていくという御意見がございました。

4つ目の○、実際に法的な規制をしたとしても、実際の効果は国内のリーチサイトにしか及ばないという課題が残るのではないかという御意見。

5つ目にございますように、検索から削除されると、逆に、権利者側から見ても侵害サイトの発見も大変になるということで、もう少し包括的なところからの対策を考えていくべきではないかという御意見がございました。

矢印のところをまとめといいますか、基本的な方向性として、悪質なリーチサイトについて、法制面での対応も含めて引き続き検討を進めるべきではないか。検討に際しては、一般的なリンク行為を過度に規制しないよう、リーチサイトの定義や対応を検討すべきということで、悪質なリーチサイトの範囲・要件について十分検討すべきではないかということが基本的な内容ではなかったかと考えております。

「(2) サイトブロッキングについて」でございますが、最初の○、海外サイトに対しては、サイトブロッキングを運用することが必要ではないかということ。

2つ目、サイトブロッキングは表現の自由等の問題、そういう他の法益との問題もあることから、最終兵器的なものになるのではないかという御意見。

次は、ドメインを変更してしまえば、サイトブロッキングの対策も無効化されてしまう。そういう面で実効性に課題が残るという御意見。

4つ目が、国際私法の最近の通説では、日本向けであることが明らかであれば、海外サーバーであっても日本法が適用されると考えられている。ただ、実効性の確保の観点から、

サイトブロッキングの必要性も一理あるけれども、ブロッキング以外に手段がないということはどう要件化していくかが問題という御意見がございました。

矢印のところになりますが、基本的な方向性としては、他に對抗手段が難しい悪質な侵害に対する措置として一定の必要性が認められる。その一方で、円滑な情報の流通など、そういう観点から慎重な意見も見られるところであり、対象として念頭に置くべき侵害行為、実効性の観点を含めて、導入の是非について引き続き検討が必要ではないかと整理をさせていただいております。

「(3) オンライン広告について」でございますが、最初の○にありますように、効果は非常に高いという一方で、オンライン広告について実態がよくわからないので、まずは調査を進めて実態を把握することが必要である。その上でどういう対策が効果があるのか、検討が必要ではないかという御意見がございました。

矢印のところでございますように、基本的な方向としては、オンライン広告について、その停止は運用面で極めて効果が高い。まずはオンライン広告の実態を十分調査することが必要であるのではないかと。その上で、サイトの要件、停止のやり方について検討を進めていくことが必要ではないかという形で整理をさせていただいております。

「(4) プラットフォーマーの取組について」は、最初のプロバイダーによる情報開示や捜査への積極的な協力を国内外含めて求めることが本質的に重要であるという御意見。

最後の4ページになりますが、プラットフォームは力を持っており、持つ力と責任というものはセットで考えるべきである。

2つ目の○、プラットフォームビジネスの変化は急速で、こういう変化を念頭に、しっかり考えていくべきであるという意見。

最後の○ですが、現状、日本国内には大きなプラットフォームがないという中で、このままでいくのかどうかということを含めて検討しないといけないという御意見がございました。

矢印のところになりますが、実効的なエンフォースの観点から、プラットフォームによる運用面での協力が不可欠と考えるべきではないかと。このため、プラットフォームがどのような権能を持ち、それに対してどこまで責任を負うべきなのかについて、引き続き検討が必要ではないかと整理をさせていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

では、今、説明がありました議論の整理の方向性について、質問、コメントなどがあれば、お寄せいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

福井さん、お願いします。

○福井委員 この質問、コメントは、前回の議論についてに限るというよりは、国境を越

えるインターネット上の知財侵害について、ここで議論する機会はこちらまでという考えで申し上げてよろしいでしょうか。

おまとめ大変わかりやすく、ありがとうございました。考えは十分まとまりませんが、時間埋めとして口火を切らせていただきますと、まず「2. 各論」の（1）リーチサイト対策についてです。前回、さまざまな社会の反応についての懸念を私自身も申し上げたところですが、その後の議論では、そういうことは乗り越えていこうという御意見が多かったように思います。そして、それは私も賛成いたします。その意味で、これは具体的な検討を実際に進めていくべき段階でよろしいのではないかと思います。

その際、悪質なリーチサイトの範囲・要件についてですが、ちょうど非親告罪化の対象、これについて政府の考え方が発表されたところであり、大方の支持を受けているように思います。そこでの3つの要件、すなわち、もともと市販された著作物であること。2つ目、それを原作のまま利用する行為であること。3つ目、記憶違いでなければ、著作権者の権利を不当に害するようなものであること。もし間違いがあれば御指摘いただければですが、こういう要件を加えることで、悪質な海賊版に対するリンクが対象であるということを明確化する。これは考えてもよい方向ではないかと思います。これが1点目でした。

2点目（2）サイトブロッキングです。最後はこれしかないかもしれないが、挙げられているような懸念点に鑑みて、なお慎重に検討を進めるほかないのかなというのが印象でした。

（3）オンライン広告です。これはアクセスを限定する表現の自由ということに直接の制約を課するものではないし、海賊版行為によって、いわば広告という行為を通じてするような契機を含むものですから、これについてはむしろ積極的に進めていくということで、具体的な対策の形を検討し始めてもいいのではないかと思います。

最後の（4）プラットフォームです。プラットフォームについて、まずは実態、彼らがどのようなビジネスを行い、権限を持っているのか、引き続き検討し、特に実態の把握に努めるということに賛成いたします。しかし、同時に、これは意見交換ということを経ていかないと、なかなか実態というのはわからないのではないかと思います。既に業界で自主的なプラットフォームとの海賊版対策、例えばリーチサイト対策や検索結果の表示に対する意見交換などは行われているかとは思いますが、そういうことについて、より本格的に進めるように促す。政府のほうでその手助けをしていくような仕組みも考えられてよいのではないかと思います。言ってみれば、それを通じてプラットフォームがどのぐらいこの問題に自主的に対応する用意があるのか。それとも、みずから自主的に対応する用意はないのかということの見定めにもつながるのではないかと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 内容的には、この中に書いてあることで異論はございません。ただ、何度も申し上げて大変恐縮なのですが、やはり正規流通ということはどう考えていくかということ。それと、違法対策と正規流通が全く別の手段なのかということについては御一考いただきたい。

私に関係していますジャパコンというところで、MAGP (Manga-Anime Guardians Project) というのを経産省さんの実証実験で一昨年から実施しております。これはリーチサイトに対して、リーチサイトを検索順位で上げないようにして、かつそのリーチサイトを潰していきつつ、正規に導くためのリーチサイトの順番を上げていくことによって、すりかえていくという大変おもしろいことで、非常にヒントの多い実証実験だったと思います。

成果は別にしても、いわゆる悪意のあるサイトというのが、コンテンツとインデックス部分を一緒にしなくなって、インデックス部分とコンテンツ部分を分けて、リーチサイトプラス本体という形で法の目を逃れようとしている現実がある。これについて、逆に非常にチャンスであるのは、インデックス部分について、その交換機を正規版に持っていくような形のリーチサイトというのもあり得ると思うのです。これは悪意あるところは絶対にやりませんが、悪意あるインデックス部分はこのような対策ではっきり潰していきますけれども、もっと善意あるリーチサイトの部分で、正規版に導いていくという手法によって、ユーザーはそのリーチサイトを選んでいるとは思えないので、要するに、いいほうに切りかえていくようなリーチにしていけば、逆にこれは効果が出てくるという方向があるかと思えます。

最初の正規流通がなぜ大事かということの中で、もう一つ、基本的に忘れてはいけない観点は、やはりファンを削ってはいけない。これだけ見たい、日本のコンテンツが欲しいと言っているユーザー層に対して、やはり日本のは見づらいからだめだねとか、マイナスを与えないようにすること。つまり、日本のファンがより見えやすくするようなことが常に合わさっていないと、何となくほかの、国のとは言いませぬけれども、我々がクールジャパンなり何なりできちんと広めていきたい、または世界中で愛していただきたいコンテンツ自体に水を差す方向になってしまうこともあり得るということです。

ですので、どちらかというところ、正規流通と違法対策の一体的な運用。それから、手法的にもでき得れば合体した方法というのを皆さんのお知恵を出し合った中でやっていって、あくまで阻止が目的ではなくて、日本のコンテンツ振興の促進が中心であるという形の施策に持っていくことをぜひ御配慮いただきたいと思えます。そうしないと、いつも日本は使いにくいものを押しつけて、すぐとめているし、俺たちがやりたいこと、見たいのを邪魔しているみたいな雰囲気ユーザーの目から見たときになっていくことが私は一番問題かと思えますので、愛される日本のコンテンツのためにマイナスにならないような侵害対策を考えるべきではないかと思えます。 以上です。

○中村委員長 柳川さん、お願いします。

○柳川委員 今、瀬尾委員がおっしゃったことはとても大事なことだと思います。やはりこれは、国家全体の戦略として、コンテンツを大きな産業として育てていくということが非常に大きなポイントとしてあると思いますので、その面にプラスになるような方向を考えていくというのは、そのためにこういう侵害案件に関して適切な対処をするということは大変なのですけれども、その上の大きな目的がここにきちんと表明されているということは、とても大事なことだと思います。

皆さんよく御存じの例ですけれども、YouTube、動画共有サイトが出てきたときに、こんなことはけしからぬという話が出てきて、そういうサイトをブロックするような動きが出てきたことが一時期あったわけです。現状、YouTubeという形でかなり自由に共有されるのだけれども、そこからきちんとしたビジネスチャンスが出てくるということがあったわけで、そのようなポジティブな、建設的な形での発展性の方向ということをぜひ、どこかで考えていく必要があるのだろうと思います。

それに関連して、次世代のという話で少し先の話を考えていくと、ここでの紙は、これはこれで大事なことだと思うのですけれども、かなり直近の今の問題点にどう対処するかという話にフォーカスが当たっていて、次世代のとか、もう少し先になったときにどういう方向性を持っていくのかということ、すっぱり抜けてしまっている感じがするのです。そこは実際に解がある話ではないし、ここで何か具体的なことが言える話ではないと思うのですけれども、今のこの話はかなり短期的なところへの対処策であって、次世代のもう少し状況がいろいろ変わってきたときには、それに応じて対処を考えるというところは、何か一文、入れるのが可能であれば入れていくことが、本来の全体の長期戦略に沿った話かなと思います。

○中村委員長 亀井委員、お願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。

前回欠席をいたしました、今日、このように前回の御議論のまとめを拝見して、おおむねいい方向におまとめいただいたのではないかと考えております。

リーチサイト対策ということでは、先ほど福井先生がおっしゃったように、対象となるべきサイトというものをどう見るのかというのは一番大事なポイントだろうと思いますので、TPPに関する非親告罪化で議論されているような、いわゆる海賊版は許さないということについて議論を深めていくのがいいのではないかと思います。

一方で、サイトブロッキングについても、ここでまとめていただいたように、やはり情報の流通というものを、せつかくインターネットというのはそういう効用があるわけですので、その観点で、いたずらに流入を禁止するというようなことではなくて、どう見ているかというポイントが念頭に置くべきことだろうと思います。

それから、(2)プラットフォームで、御意見の中に日本には大きなプラットフォームがないということですが、逆に言えば、そうではない、いわゆるインターネットサービスプロバイダーの方たちというのはあるわけで、情報の流通の中では、彼らが果たす役割というのは非常に大きい部分があるだろうと思います。そうしますと、ボランティアに彼らの協力をどうとりつけていくのか。現状、大きくても小さくても、プロバイダー責任法のようなものもありますので、そういうものとどう組み合わせていくのかという議論を進められるのがいいと思いました。以上です。

○中村委員長 水越委員、お願いします。

○水越委員 まとめについては、特に各論のまとめについてはよくおまとめいただいております。今まで委員が発言されましたような強弱と申しますか、直近の取り組んでいくべき課題ということについても賛成いたします。

このテーマが「国境を超えるインターネット上の知財侵害への対応について」ということで総論が始まっているのですけれども、これは初めて見る方にはわかりにくいかなと。中を読んでいくと、サイトブロッキングの中に、例えばインターネットでサーバーが海外サーバーであってというようなものが出てくるのですけれども、基本的には恐らく、例えば総論の○の3にあるような、日本で議論する際の注意点みたいなことが書かれていると思うのですが、根本的な問題としては、海外サーバーにコンテンツをわざと置いたりとか、そこに対して悪質なリーチサイトが存在して、そういう共同作業によって、最終的にはそこでお金を得るとか、国際的に行ったり来たりするのだけれども、仕組みとして全体として悪質なものがあって、それについてはやはり対応していかなければいけないということも基本的な視点としてお示ししてはどうかと思いました。以上です。

○中村委員長 上野委員、お願いします。

○上野委員 本日も用意いただきました資料は、論点のまとめとして大変結構ではないかと私も思います。

もちろん、リーチサイト対策につきましては、これまでの議論や、今日の福井先生の御意見であるとか、亀井委員の御意見であるとかをお聞きしておりますと、悪質なリーチサイトをみなし侵害の対象とすべきだという方向性については、高いコンセンサスがあったように思いますので、もう少し積極的な表現にすることもあり得るのではないかと思います。ただ、全体的に読めば、そのような趣旨はすでにあらわれているということかもしれません。

また、サイトブロッキングに関しましては、「導入の是非について引き続き検討が必要ではないか」といった記述がありますが、これも微妙な書き方のように見えます。



確かに、悪質な著作権侵害サイトが外国に存在するという場合で、かつ、その外国の制度や運用のために、現実には、当該外国において侵害サイトを差し止める有効な手段がないという場合は、もはや、そうした外国の侵害サイトに国内のユーザーがアクセスするのを何らかの方法で遮断するしかないという意見もあるところであります。そうした観点からいたしますと、サイトブロッキングというのが侵害対策に関する一つの手段として検討に値するのではないかと、という御指摘は私も理解するところであります。

実際にも、ヨーロッパにおいては、最近のドイツのBGH判決もそうですが、一般論として、一定の厳格な条件のもと、著作権者によるブロッキング請求の可能性が承認されつつあるように見えるところであります。そうした状況は注目に値すると私も思っております。

ただ、サイトブロッキングをめぐる法的課題といたしましては、よく指摘されておりますように、電気通信事業法上の「通信の秘密」との関係はどう整理するのかということが問題になります。もちろん、児童ポルノに関しては、緊急避難であるとか、正当行為であるとかといった観点から、同法上の通信の秘密を侵すものではないと説明されてきたと認識しております。

確かに、著作権というのも重要な法益・価値でありまして、その重要性を過小評価するつもりは決してないわけでありまして、児童ポルノの禁止というのは、たとえ関係者の同意があったとしても一律に許されない、という意味で、いわば絶対的な価値であるのに対しまして、著作権というのは、権利者の許諾さえあればいかなる利用でも許容されるというものです。また、たとえ著作権者の許諾がない場合であっても、パロディーであるとか、引用であるとか、権利制限規定等によって結果として適法になる場合も多数あるわけです。

したがいまして、社会の中に実にさまざまな法益がある中で、著作権保護というものと、児童ポルノ禁止とを同列に論じることはできないように思いますので、著作権に関するサイトブロッキングを正当化することは必ずしも容易でないように思われます。

そのため、この問題については慎重な姿勢が求められるかと思っておりますけれども、我が国ではこの問題に関する議論がこれまで十分になされてこなかったようにも思いますので、通信の秘密や国際的な状況を含めて、今後もっと議論されるべきではないかと感じております。以上です。

○中村委員長 ほかにいかがでしょうか。 田村委員、お願いします。

○田村委員 おおむね今までの委員の先生方に賛成なのですが、一言つけ加えることがあるとすると、福井先生が今日リーチサイトでおっしゃっていた要件というのは、今の上野先生の御発言に関係しますが、ブロッキングについてもかなり参考になるかなと思っております。

ただ、1つつけ加えることがあるとすると、非親告罪化のときには、1つの著作権侵害

を前提にして、それについて要件を加重するという問題でしたけれども、このサイトブロッキングとかリーチサイトはもう一つ、念頭に置いているのは真っ黒という表現が時々ありますけれども、本当に侵害に特化しているものを念頭にとるわけですが、そこを要件化する必要があるので、ほとんど主として侵害に使われているとか、そういった形で割合的な要件もさらに加重することが必要ではないかと考えましたので、つけ加えさせていただきました。あとはおおむね賛成でございます。

○中村委員長 他にいかがでしょうか。喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 少し遅れて来てしまったので、追いつけていないところがあるかもしれませんが、前は具体的な実態を御紹介いただいて、非常に勉強になりまして、今後もああいう進め方をしていただけると、とりわけ大学で浮世離れた研究をしている人間にとっては、何を考えればいいのかがよくわかって、大変ありがたかった次第です。

その時色々発言したのがリーチサイトの件だったと思うのですが、私は、そのリーチサイトが真っ黒なのか、ネズミ色なのか、すごく白っぽいネズミ色なのか、その辺の感情論がいま一つわかっておりません。真っ黒な人というのは、必ず自分をネズミ色にするという努力をしますので、したがって、ピンポイントでこのリーチサイト、URLが悪いのだというような動きにしていかないと、真っ黒なものだけを取り締まるのですなどというのをやっても、どんどんカモフラージュをするというのが実態になってくるのではないかと。これに類することに対しては、福井先生も前回御発言をされたような気がします。つまり、今よりも相手が次にどう動くかというのは明らかに見えますので、そこをお考えいただく必要があろうかと思えます。

もう一つ、プラットフォームのことが出ましたけれども、ここのポリシーは、正直言って、やり方がまだ確定していないような気がいたしています。つまり、App Storeというものを見たときに、入り口で極度に強いベリフィケーションを行って、確実に正しいものだけを載せているという側のやり方と、緩く載せておいて、後から文句を言われたら削りますと。現状では両方ともそれが稼働しているような気がしまして、どちらがいいとか、どちらが悪いという感じでもなく、多分、誠実に対応すれば、今のところはそれほど大きな問題にはならないのであれば、そこは許容していくということで、しょうがないのかなという気がします。しょうがないといえますか、そういう2つの方式が、論理的にどちらがいいのかというのはよくわからないところがあると思えます。つまり、余り丁寧にベリファイすると、遅れが出ますので、そちら側の損失もある。

先ほど、未来について言及をとおっしゃられて、一体、未来について何を言及すればいいのかということはおっしゃられなかったのでよくわからないのですが、ぜひそれを御紹介いただけるとありがたいと思うのですが、原則これは何をやっているかという、デュプリゲートのディテクションをやっているわけです。デュプリゲートのディテクショ

ンは全てのコンテンツに対してなされるべきであって、映像だけではないですし、今、論文が問題になってきますけれども、こんなものは芸術作品と呼ばれている全てのものに対して適用されるものです。本でもそうですし、短歌でもそうですし、俳句でもそうですし、ありとあらゆるものがそういうものの対象になってきます。

そういう意味で、同一かどうかというものを判定するようなメカニズムが、非常に膨大に自分たちがものをつくれるようになった時に、つくる側として、自分がつくっているものをそもそも誰かが同じようなものをつくってしまっているのかどうかすらわからない状況になってくるところのメカニズムを我々はどうやってつくっていくのかというのが一番大きな課題で、悪質とおっしゃっているのですけれども、本当に悪質だと思わないでつくっている人のほうが結構たくさんいると思うのです。そこの根源的な問題にもうちよっと一般化した議論というのをしてもいいのかなという気がいたしました。

○中村委員長 今のところの話は、後ほどのAIで爆発的にコンテンツが増えることにも関連するかと思いますので、そちらのほうとこちらでどのように扱うかというのは、後ほど整理が必要かと思います。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○瀬尾委員 座長のおっしゃるように、後でのお話なのですけれども、今、喜連川さんがおっしゃった話は物すごく、写真などは非常に重要なことで、写真を同じものと特定するということは非常に困難だったのです。最近はそれができてきているというのがあって、ただ、この前、AIのところでも申し上げましたけれども、AIでつくられたものが既存の音楽とどれだけ似ているのかというマッチングをしなければいけないとなったときに、膨大にコンテンツが出てくる時代になったときには、その膨大に出てきたものが似ているのか、同じなのかどうかを、全ての分野についてチェックしたり、そのデータが改ざんされているのかどうかをチェックしたり、そのようなことをしていかないと、それが同一であるのか、似ているのか、全く別物なのかを判断できなくなると、次のAIの議論も根本的に崩れてしまうと思います。

違法というのは単純にフルコピーをそのまま利用するのを違法としているのだけれども、先ほどから出ている次世代のシステムとして考えると、次世代の違法対策の根本的にある問題は、膨大に出てくるコンテンツ自体を、似ているのか、似ていないのか検証するインフラがないと、この海賊版対策も基本的に成立しない。また、AIを海賊版と呼ぶのか、侵害と呼ぶのか、そこら辺も基本的には成立しない。ですので、この国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応ということの次代的な目途としては、やはり膨大なコンテンツ自体の検証、一致、それから類似についての数量的な結論を出せるようなインフラがないと、今言っていることは難しいし、すぐそれが必要かというところも難しいでしょうけれども、それが必要になるという部分は、この次世代知財システム検討委員会としては、先ほどから言っているのは全部現状対策に近いので、今年やるとかの話になっているので、そ

うではなくて、3年後から5年後に必要なとしたら、そういうシステムが必要なのではないかという提言を盛り込むことが、その意見ではなくてもいいですけども、そういう将来ビジョンを盛り込むことがこの委員会としてはふさわしいような気がします。これは次のほうにも、全てにかかわってくるのかもしれないと考えます。

○喜連川委員 もう少しだけつけ加えさせていただくことをお許しいただけますとすると、ここで議論しています違法コピーなどといいますのは、技術論的に言うと、とても稚拙なレベルなのですね。つまり、私どもにとって一番高度なものは、やはり今、特許だと思います。特許というのは、あるアイデアから、その次に出したものが容易にデリバブルかどうかというようなところのもっともっと高次元のコピーを議論しているわけです。写った写真のこれとこれが同じかというようなものは、シミラリティーとして見る場合、一番イージーな部分を議論しているというところを認識しておく必要があって、繰り返しになりますけれども、次世代の違法コピーというのは、一体どのレベルのことを御議論されたのかというのは、もう少し具体的におっしゃっていただいて、ここでもむべきことではないかという気がいたします。

もう一つ、先ほど瀬尾先生が、横においでになられて、なかなか発言が難しいのですが、アドバタイズメントについて少しお話をなされたわけですが、ここはものすごくややこしくて、結局、どこが起点なのかがよくわからないのですが、一般に煩惱系のほうが資金力が大きい。資金力が大きいと、アドを打つことができる。アドを打つことができると、今のランキングアルゴリズムでは自動的にバブルアップしてしまいます。そこをリバーズして、ノン煩惱系のコンテンツを上の方に持ってくるというのは結構大変なところをございまして、検索エンジンのフレームワークの中のかなり根源的なメカニズムを微妙にこういうふうにしななければいけないのだと言わないといけないところになるのですが、そこはさすがに相手側のフレームワークの中に入っているものですから、つまり、検索語を買うときの煩惱系の検索語などというのは、べらぼうに高いのです。通常の大学の入学案内の検索語を買うのと、ミネラルウォーターの検索語を買うのと、こんなものと比べると1,000倍以上も高い値段がついた検索語マーケットができているときに、本当にそんなことがやれるのかどうか、私はよくわからないなという気がしております、もう少し深い議論がこれまたいるのかなという気がいたしています。

○中村委員長 どうぞ。

○亀井委員 ありがとうございます。

先ほどの瀬尾委員のおっしゃったことに、多分、質問ということになるかと思うのですが、次世代とはいえ、法律で規律される世界であることは多分変わらないし、複製かとか類似かというのは、最終的にそれが確定するのは司法へ行かないとわからないのか

もしれないという中で、類似なり複製なりという判断をするインフラが要するという御意見なのですが、それはどのシチュエーションで機能するものであると考えればよろしいのでしょうか。

○瀬尾委員 今のお話は結局、最終的に判断するのは当然司法だと思うのですが、機械的に、要するに大量な中で人では見つけられないので、今でも画像検索は非常に一般化してきていますけれども、このような類似したものを見つけ出すシステムがまず必要だということを考えて、それによって見つかったものが本当に同じなのか、ちょっと似ているのか、これは司法の問題だと思うのです。今の画像は画像検索で、喜連川先生が非常にシミラリティーとしたら容易な部分だとおっしゃいましたけれども、もっとそれを普通の人が見つけやすいようなシステムがないと、類似しているものを見つけることすらできないという意味です。ですから、完全にどこかにある程度集中管理的なところがあって、これは80%似ていますよとかと判断するのではなくて、ある程度似ているものを見つけ出すということと、その合致率がどれぐらいかというのを数値化して出すとかというデータを出す部分のことをまずはイメージしているということです。

○亀井委員 クリアになりました。権利者側から見て、いわゆる侵害を探索するためにそういうものがないと、大量にあるからと。

○瀬尾委員 そういうことです。

○亀井委員 理解しました。ありがとうございます。

○中村委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○田村委員 これは先ほど、この後、別のところでも議論できるかもと伺いましたけれども、そういう場があると考えてよろしいでしょうか。であるとすると、それをお待ちしますし、あるいは今のようなAIやビジネスモデルにかかわることについて、今、発言しておいたほうがいいでしょうか。

○中村委員長 AIについてとデジタル・ネットワーク時代の著作権制度については、この後、議論いたします。

では、ひとまずこのテーマについてはこのあたりとさせていただいて、事務局に論点整理してもらったものは、おおむねこんな感じとしつつも、今日はいろいろと指摘をいただきました。次世代に向けて、もう少し文言を整理したり、つけ加えたりする必要があると思いますので、それを事務局でもう一度整理してもらって、皆さんにフィードバックをし

て、報告をまとめるというステップに入っていきたいと思います。ありがとうございました。

この委員会は、次回が取りまとめ、最終回ということになりますので、今日は議論のまとめの方向に向けて整理をしておく、あるいは論点を全部出しておく必要があるかと思っています。

そこで、これまでの議論を踏まえまして、著作権に関する議論とか、先ほどから話題になっておりますAI創作物に関する議論、これをもう一度、今日議論を深めておいて、今後の方向性を見きわめたいと思いますので、これらの論点について、事務局から資料の説明をお願いできますでしょうか。

○永山参事官 それではまず、資料2をご覧くださいければと思います。「デジタル・ネットワーク時代の著作権制度について」という資料でございます。

最初がこれまでの議論の整理、IIが方向性（案）ということで整理をさせていただいております。前回の議論からちょっと時間があきましたので、簡単にこれまでの御意見ということで整理をさせていただきました。

3ページ、新しい著作権制度の必要性ということで、総論としては、著作権の権利制限や処理についても多様性があるべきであるということ。また、新しいアイデア、不確定なものを取り込んでいくことが必要であるということ。3つ目は、パロディーなど商業的利用も視野に入れて検討すべきということでございます。

何を進め、何を守るべきかという点については、最初の◆ですが、制度の柔軟性は必要。その一方で、しっかり守るべきものは守られることが大事であるということや、ビッグデータの関係では、大学や企業の研究活動など、イノベティブな活動ができる制度環境が必要であるということ。

また、クリエイターの気持ちに応える仕組みが必要であるという御意見がございました。

次の4ページ以下が各論についてですが、まず、柔軟な権利制限については、総論として大きくは2つ。柔軟性の高い権利制限ということが、イコール米国型フェアユースをそのままということではないという御意見がある一方で、米国とできるだけ同じにするのがいいという両方の御意見があったと承知をしております。

また、個別の論点としては、柔軟性を確保する際の視点としては、ニーズをもとにしながらも、どのように抽象化していくのかというのが課題であるということ。また、検討の際に表示の程度をどう考えていくのか。軽微な利用というものについても、どう考えていくのかということ。また、許諾の仕組みが現に存在している場合の権利制限についてどう考えていくのかということで、そういう仕組みがある場合には権利制限を受けにくくするというのは重要な考え方であるという御意見がございました。

5ページが報酬付きの仕組みについてのこれまでの御意見ということで、総論としては、権利制限規定という法律だけではなく、多様な権利処理をする方法が必要であるというこ

と。そういう観点から、裁定の一部民間委託、拡大集中管理、任意の作品登録制の導入という案があり得るという御提案がございました。また、拡大集中許諾はライセンスの範疇なので、排他権があるので差しとめ請求はできるということで、法定許諾、法律上の仕組みというものも注目されるべきであるという御意見でございます。

拡大集中許諾については、1つ目は、正当性の問題をどう考えるのかという視点。2つ目は、大多数の代表する団体という要件が入ってくるだろうということで、ただ、その大多数の概念をどう考えていくのかということについての御意見。また、主体論については、韓国のように権利者ではない組織、著作権委員会のようなところに担わせるのも一つの方法ではないかという御意見がございました。

6 ページ、7 ページは、今年の1月にパブリックコメントを実施いたしましたが、その御意見を整理させていただいたものでございます。柔軟な権利制限規定については、当然のことながら両論ございまして、必要性に関する御意見としては、諸外国でも柔軟な規定の導入検討は相次いでいて、日本もそのような取り組み、改革が必要であるということ。3つ目の◆にありますように、現在予定されているTPP関連の著作権法の改正では、権利保護の強化という面が中心になるので、それとのバランスを図る意味で柔軟な権利制限規定を導入すべきという御意見。

慎重な御意見としては、柔軟性が高い規定というのは抽象的なものになってしまうので、居直り侵害、そういうものを増長するおそれがあるのではないかということ。フェアユースはアメリカの特異な制度であるという御意見。3つ目は、ライセンススキームが存在する分野があって、安易な導入は市場の芽を摘むことになりかねないのではないかという御意見がございました。

7 ページが円滑なライセンシング体制の構築についてのパブコメでの御意見ですが、利用許諾を円滑に行うことができる仕組みづくりを優先して進めるべきであるという御意見。また、具体的な取り組みとして許諾申請窓口の一元化、集中管理スキームによる対応、裁定制度の改善、権利者と利用者間の民間レベルの協議が促進されるような仕組みの施策の検討。拡大集中許諾のことを意識されているのかもしれませんが、そういう御意見がございました。

これが、これまでのこの委員会での意見、またパブコメでの御意見ということで御紹介させていただきました。

次に、9 ページ以下が、これまで本委員会で御議論いただいたものについて、方向性について整理させていただいたものでございます。

1 番が基本的な方向性の総論、基本的な考え方ということですが、ここはこれまで一定の方向性をいただいているのではないかと考えております。最初のポツにありますように、著作物の利用というのが多様化していく中で、それに対応するためには多様な政策手段を活用した柔軟な解決が図られる新しい仕組み、システムが必要であるということ。

その新しいシステムの内容として、1つ目としては、多様な政策手段の組み合わせによ

って、柔軟な対応を可能とすることが必要であるということ。具体的には、2つ目にありますように、1つは、権利制限規定について適切な柔軟性を確保した規定を新たに導入すること。また、報酬請求権の積極的な活用を検討すること。また、円滑なライセンスの仕組みについて、登録制度の拡充、集中管理制度の拡充、この中には拡大集中許諾の制度化というのも含みますが、そういうものの拡充、裁定制度の拡充等の検討が必要であるということが全体の基本的な総論という形で整理をさせていただいております。

10ページ、11ページ、これが権利制限の柔軟性の選択肢ということで、これまでの御意見、さまざまな御意見がありますが、それを一覧表で整理させていただきました。

まず下のほう、今回、事務局で、非常に大ざっぱですが、日米の著作権制度の整理をさせていただきました。左がアメリカ、右が日本ということでございますが、アメリカでは、フェアユース規定をこれまで御議論いただいておりますが、フェアユース規定以外にも個別の権利制限規定がございます。ただ、主だったものを載せさせていただくと、その5つということで、日本に比べると数が少ないということがございます。そこに掲載しているもの以外については、フェアユース規定で判断をしていくというのがアメリカのスタイルでございます。

一方、日本については、アメリカの個別権利制限規定に相当する規定は日本にも、そこがございますように、ほぼ同じものが規定されていると言えるかと思えます。

それ以外のところですが、アメリカがフェアユース規定で対応しているもののうち、白抜きの部分に対応する規定がない部分ということで整理をさせていただいております。1つが、固まりとしては、デジタル・ネットワーク関連の下の白抜きのところですが、インターネット外の情報の所在検索、情報分析結果の提供のための、今は複製までは認められておりますが、表示が認められてないということで、具体的なものとしてはそういうものは対応する規定がないということ。また、パロディーについても、引用で対応できる部分がございますが、引用に該当しないパロディーについては規定がないということでございます。また、一番上、一般規定ということで、当然、今後、今想定されていない、具体的に念頭にない新しいサービスに対応できるような規定が日本法にはないということで、そこに対応する規定がないのではないかと整理をしております。

ただ、日本のほうが全体的に狭いかというと、そういうことではなくて、例えば個別規定、私的複製などについてはアメリカにも一部フェアユース規定の適用事例がありますが、判例で明確になっているものよりは、日本の30条の規定のほうが広いということが実際にはございますので、一概に日本が広い、狭いということではないかと思っておりますが、御議論のために整理をさせていただいたものがこの資料ということでございます。

それを参考にしていただいた上で10ページをご覧くださいますと、これまでの柔軟性の規定の選択肢としては、御意見としては、米国型のフェアユース規定を検討すべきではないかという御議論と、左から3つ目の枠、柔軟性を確保した新たな権利制限規定について、そういう方向がいいのではないかと、両方御意見があったかと思っております。その中で



も、これは会議でも御提案、御紹介させていただきましたが、1つは受け皿規定という考え方で、下のほうに小さく※1で、考え方としては既存の権利制限規定と同視できる行為、準ずる行為などについて、受け皿として一般的な権利制限規定を設けるという考え方がございます。

また、平成23年の文化庁での検討のC類型の考え方を参考にできるのではないかということで、下の※2にもありますが、基本的な考え方としては、デジタル・ネットワーク上での利用行為のうち、権利が及ばない行為について、そういうものの特徴を抽象化して規定するという考え方。そういうアプローチがC類型の考え方ですが、そういうものを参考にできるのではないかという御意見があったと思っております。それを一つのマップという形で整理させていただいたものが、この10ページの資料になります。

最後に、柔軟な権利制限規定以外の円滑なライセンスの仕組みのあり方ということで整理をさせていただいた資料になります。

先に拡大集中許諾制度に関する提案のところから御説明させていただきますが、制度については、これまで御説明させていただきましたが、この制度は取引コストの低減、孤児著作物の利用に資するというメリットがある一方で、課題としては右側でございますが、正当性をどう担保していくのか、同一の分野に複数団体ある場合の取り扱い、使用料の徴収の問題、徴収したものをどう使うのかという課題があるということ。

その上、現行の集中管理制度についても当然、まだまだ存在しない分野というのはございますので、そういうものをどう促していくのかという課題がございます。

裁定制度につきましては、現在でも裁定制度が孤児著作物についてはございますけれども、その探索コストの低減のための仕組みの拡充が必要ではないかということがございます。例えば、探索を集中管理団体等の第三者が担う。それによってコスト、手間暇の低減を図るというやり方。また、供託金の後払い化ということも考えられるのではないかと考えております。

報酬請求権の活用についても、どのような利用態様を積極的に活用していく方向での検討が必要ではないかと考えております。

最後に登録制度、一番上のところになりますが、これまであまり御紹介していなかったもので、若干制度を御説明させていただくと、現行の登録制度、著作権は無方式主義ですので、権利自体は登録なく発生することになります。現在大きくは3つの登録制度がございます。1つは実名登録と言われている、要するに無名、名前をつけなかったり匿名で周知でないペンネームをつけて発表したようなものについて、実名を登録する制度がございます。それは実名登録を受けることによって、匿名、ペンネームの場合には保護期間が公表後50年なのですけれども、実名登録をすると死後50年という形でメリットがある。そういう登録制度がございます。また、第一発行年月日登録ということで、自分の著作物をいつ公表したのかということを登録する仕組み。それによって保護期間の算定が容易になる、明確になるという効果がございます。また、著作権の譲渡登録というものもございませ

て、これは二重譲渡が行われた場合の第三者対抗要件になるということで、そういうメリットがある。

その3つの登録制度がございますが、それについて、提案の赤囲みのところですが、登録制度を拡充することによって、より円滑な利用の確保ができないかということで、例えば登録内容を拡充する。権利者名、著作物の内容等に拡大をしていく。また、できるだけ多くの著作物が登録できるようなインセンティブの確保も必要ではないかと。例えば登録すると侵害訴訟における依拠性が推定されるという、これは例えばということですが、何らかのメリット、インセンティブを確保することによって登録制度をより活用していく。それによって円滑な権利処理につなげていく。そういう発想も必要ではないかということで、今回整理をさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

今日は、この後もう一つ、AI創作物の扱いというテーマが残っているのですが、まずはここで一旦切って、これに関する御意見、御議論をいただければと思います。主に9ページにあります方向性について、次回取りまとめに向けての方向性がある程度見えたらなというのが今日の目的なのですけれども、○が3つありますとおり、権利制限や円滑なライセンスの仕組みのような多様な政策手段を組み合わせる柔軟な対応を可能とするということでしょうかということ。それから、2点目の権利制限について、規定を新たに導入することがどうかということ。それから、3点目の円滑なライセンスの仕組み、いろいろなアイデアはありますけれども、どのあたりに優先順位をつけていくのか。そのあたりの整理かと思えます。コメント、意見があればお願いたします。いかがでしょうか。

○瀬尾委員 この件に関しては結構いろいろございまして、長目ですけれども、いろいろお話をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、今日は資料等を一切出していないので口頭でお話いたしますけれども、フェアユースに関して一つの例がございまして、単純にアメリカ型を導入しても、それが日本の国益に利することにならないという発言を前にさせていただきましたが、実際にカナダで教育に関するフェアユースの適用を行いました。それは解釈がいろいろあるかと思うのですが、その調査の結果が出ております。それによって関連の教育、出版社、著作者が激減をして、マーケットが単純に、ちょっとした縮小ではない大幅な縮小をしまして、実際に現場で混乱を来しているというレポートが出ております。これについては、IFRROという世界的な複製権機構がカナダ政府に対して、これはおかしいというようなことを発言したりしている会議が起こっています。実際にあれをそのまま適用してもうまいかなかった例というのは、私は非常に象徴的なものだと思いますので、いずれそれについてはこちらの委員会にも提出をさせていただきたいと思えます。

ただし、では柔軟な規定は全く必要ないのかというと、私は今日は大分はつきり申し上げてしまいますけれども、C類型に関するものという規定の導入は、私はあり得ると思っています。やはり今のままの括弧規定だけではなくて、それを補完するためのC類型については、補完していく意味での必要性を感じております。ただ、アメリカ型をそのまま持ってくるということについての無理を申し上げているだけであって、日本の法律を補完するための規定については否定をしないというふうに思います。

もう一つ、3番目の集中管理についてなのですが、なかなか日本で集中管理が進まないいろいろな事情もありますけれども、これも今日は資料の提出を、ぎりぎりまで検討したのですが、見送りましたが、権利者団体8団体でオーファンワークスと呼ばれるものについて勉強会を行ってきました。音楽、文芸、美術、グラフィック、写真、シナリオ、脚本、漫画、その全ての団体でこれをオーソライズして、全員の連名でこれに合意して勉強した結論を出すということですが、3月にその取りまとめが出されます。シンポジウムを行って、そこで公表しますが、その中で、やはりこれから多様な著作物が出ている中では、オーファンワークスと呼ばれるものについては、権利者側からこれを解決すべしということを社会に訴えようと思っております。これについては、その方法も具体的な検討の結果をお出しいたします。今日は口頭でお話しいたしますけれども、前から私が申し上げているように、この多様な方法でグラデーションのある解決策というのがやはり日本的であろうということは基本的な考え方でありつつ、今では具体的に制度を補完するのにどうしたらいいかということについては、2つの方法が権利者側としては望ましいとして提案しようと思っております。

1つは拡大集中制度、拡大集中処理ですが、これはやはり、あたかも自分が権利を持っていない部分についても権利を持っているかのように行使できる制度ですので、非常にハードルの高い、非常に強い権限を持たせる制度だと思います。これには、やはりある一定のカバー率が必要だろうと思われまじ、その団体の信頼性も問われるところかなと思いますが、これは明らかにあり得ると思っております。

これについては、かなり分野的には狭められてしまうのですが、ただ、ここで一つ大きな問題は、オーファンワークスというのは管理率の低い分野において大量に発生して、管理率の高いところは実は余り出ないのです。つまり、拡大集中処理を行っても、それは管理率が高いところだとすると、ほとんどのオーファンワークスの対策については、これは最も肝心の有効制度ではないという形になってしまう。ただ、必要ではあると言えます。

では、もう一つ補完する制度は何かというと、現時点で日本において今、我々が提案しようとするのは、拡張裁定制度と呼んでいる制度です。それは何かというと、裁定制度の一番の問題点は、スピードとその煩雑さ、サーチコスト、全て含めたものが利用者に任されている部分ですが、先ほど説明の中にもございましたけれども、一定の探索の要件とその大部分を登録された団体もしくは機構がそれをかわってやることによって、非常に迅速かつ、供託金のレベルの使用料で利用ができるという制度を考えております。これについ

ては、現状の裁定制度をそれほど大きく変えなくても実現可能ではないかということもありますので、非常に速やかに実施できるということだと思います。

つまり、ここですごくすばらしいアイデアを出して、5年、10年議論しなければできないことをするよりは、もう来年、再来年にオーファン対策をして実際に使えなかったらだめだということも考えております。このためには充実した権利所在データベースが必要ですが、これについても独自、自立した運用のできる権利所在データベースを構築できるという目途もございますので、そちらを基本にした迅速な探索を外部委託して、基本的に現在の裁定制度を利用することによって、多分、この問題については大きく進捗するだろうと思われています。それについても実現できるかどうかについては、まだ予断を許さない部分はございます。

ただ、そのような形を権利者側もきちんと利用を考えて進めているということを皆さんにも周知していただきたいと思ひますし、御承知おきいただきたいと思ひます。ですので、この中の方向性について、私は今のポイントについて賛成でございます。これの具体的な内容についても、いろいろな形のアプローチがありますので、これに基づいて、できるだけ速やかに施策が進むことを願っているということでございます。

資料がなく口頭だけでたくさんのことを申し上げて申し訳ございませんが、以上のことを最初にまず申し上げたいと思ひます。以上です。

○中村委員長 一番最後のページにあります円滑なライセンスの仕組みで、赤で囲ってある3つの中の下の2つですね。拡大集中許諾と裁定制度に関する具体的な話をいただきました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。赤松委員、お願いします。

○赤松委員 これは報告に近いのですが、私は海賊版対策を兼ねた電子化ライセンスビジネスの実験を今しているのですが、絶版になった漫画とかを、作者の許諾のもとで広告をつけて無料で公開して、その広告料は作者に100%お渡しするというビジネスの実験をしているのです。ここ二、三カ月で新しく始めた実験は、海賊版のサイバーロッカーとかWinnyとかから漫画を持ってきて、そのデータをそのまま使って、そこに広告をもろに挟んで無料公開するという実験を行っています。それは作者の許諾を得てやるわけなのですが、このやり方はここには載っていないパターンなのですが、第三者が海賊版のデータをアップロードして、全く公開しないまま作者に、海賊版になりましたけれども、広告を挟んで公開しませんかという、9割以上の作家さんが、もう絶版のものだし、このままだと0円になるから、ぜひやりましょうということをおっしゃるのです。

この実験をしていて、さらに今年からちょっと踏み込んで、自分は著作者であるという人が勝手に公開ボタンを押せるようなものをつくって見たのですが、それはニセモノが結構多くて、今、中止しているのですが、その中でも、全ページ公開されてしまった後に作者さんのところに行って、済みません、これは先生ではないですよと。ああ、そ

れは私ではないけれども、でもいいよというのが、やはり9割以上。絶版になってくると、相当みんな、読んでもらいたい。あと、今は0円だから、収益が来ていないから、これで収益になっていたらぜひ公開してというのが多いのです。これはこの仕組みの中に入っていないやり方なのですけれども、これはいずれ検討していただければなと思っています。

その中で注目すべき点は、漫画家さんなのですけれども、絶版になったようなものは古いのですね。古い絵柄の作品はもう公開したくない、恥ずかしいから闇に葬ってという人が結構おられる。昔の漫画は嫌だな、もう出てほしくない、忘れられたいなという人たちが結構いて、驚きなのですけれども、ただ、先生、あなたは初期のほうがおもしろいですと私は本当は思っていたりするのです。最近の絵はちょっとあまりみたいなのがありまして、昔のものほど実は欲しいみたいなのがあるのですけれども、そういうものを、海賊版をたたきつつも、そのままデータを活用して、先生の許可を得て広告収益で一般の方々に無料で見せるという形もあるという御紹介でした。

○福井委員 もうずっと赤松さんの話を聞いていたいような気がするところですが、ありがとうございました。やはりとてもいいおまとめで、改めて考えの整理になりました。

考えを申し上げますと、9ページ、考えられる方策、田村先生からもお話があったところかと思えますけれども、こういう複数のメニューを組み合わせたいこうという考え方に大いに賛成いたします。

その上で、2番の権利制限規定です。私は、柔軟な権利制限規定の導入に賛成いたします。理由です。3点ほど挙げます。

次の11ページ、右側をご覧くださいますと、日本、個別の権利制限規定ということで30条からずっと、途中47条は枝番も含めて、非常に充実した多様な制限規定が載っております。その一つ一つが先人たちの議論と、そして汗水の結晶かと思えます。これはとても価値のあるものです。さりながら、これはたしか文字数、全部合計して5,000字を超えるのでしたかね。かつて検索エンジン規定と言われるもの、47条の6について、中山信弘先生が、私が読んでもわからないとおっしゃったことが印象に強いですが、もう一般の方が読んで理解できるものではなくなってしまいました。著作権は、一億総発信者時代にあって、今やお茶の間法、自分ごとの法律だと言われます。そのルールが、一般の人が読んでわからない、この状態はこれ以上個別制限規定の拡充を続けるわけにはいかないだろうということを示していると思います。

その理由は、次の点につながります。これは新規ビジネスや、新しい創作の芽を遅れさせたり、結果として摘んでしまいかねないからです。例えば先ほどの赤松さんのプロジェクトです。恐らく、漫画のオンラインでの発信ビジネスということで、この数年間、赤松さんほどアグレッシブに、そして、マーケットに大きなインパクトを与える活動をしてきた方はいないと思います。その赤松さんは、リスクをとってこのプロジェクトをされているわけです。なぜならば、日本には柔軟な権利制限規定がないからです。こういうことは

過去何度も行われてきたのですね。検索エンジンも導入には非常に長い時間がかかった。日本で国産の検索エンジンが育たなかったのは、何もそれだけが理由ではないことはよくわかっているけれども、でも、これは違法のおそれがあるよねという議論を当時していたことを、私はクライアントから相談を受けて、よく知っております。つまり、そんなことも原因になっていたわけです。

権利制限規定を拡張することをおそれて、フェアユースといったような議論に反対をする気持ちはよくわかる。でも、フェアユースのような規定に反対を続けた結果、どうなったかといえば、アメリカでは強力なフェアユース規定を利用した強力なプラットフォームが多く育ち、そして黒船来襲となり、今や日本のコンテンツ産業は、彼らが突きつけるかなり強固な契約条項を前にして、いわば苦しんでいます。四苦八苦し、そのビジネス上の利益を奪われかねないという悩みを抱えています。これが必要なときに、必要なビジネスを立ち上げられないことの帰結なのです。コンテンツ産業そのものを苦しめかねない、そういういわば原因になりかねないわけですね。

その意味で、11ページの右下、一般規定と書いていただいたように、個別にこれとこれが今ないから、それを埋めていこうというような議論は、もう終わりにしなければいけません。政府はいわば、赤松さんが思いついたようなことを先に思いつくことはできないのだということを我々はみずから認めるべきです。ですから、最低限の一般的なセーフガードの規定に基づいて、権利者に迷惑が及ばないようなものであるならば、公正な利用であるならば、これを許していいのだ。それが公正な利用でない、居直りだというのなら、それは裁判を起こして判例をつくって、あるいはガイドラインをつくって、これはおかしいということを示していけばいいわけであり、その時期にもう来ていると思います。というか、恐らくは最後のチャンスだと思います。

その意味で、事務局が10ページで示してくださった柔軟性を確保した権利制限規定、この導入は少なくとも進めるべきだと思います。そのときに、単なるC類型、表現を享受しないということでは余りに狭きに失するだろうと思います。また、やむを得ないと認められる場合という表現は、恐らく事実上ほとんど使えない規定をつくってしまうと思うので、公正と認められる利用という言葉にすべきではないかと思います。

長くなりましたので、最後に、円滑なライセンスの仕組みについての意見を申し上げます。

登録制度、賛成いたします。インセンティブについては、例えば思い切って114条の3項、使用料相当の損害額を認めることの前提として、作品登録を要するといったようなインセンティブの与え方が考えられるのではないのでしょうか。

拡大集中許諾制度と裁定制度についての瀬尾さんの具体的な提案を歓迎します。これを評価します。ただし、1点、留保がつきます。もしそれが通常の権利者がはっきり所在している場合と同じ金額の使用料を事前に徴収するということを伴うのであるならば、それは決して社会の支持を得ることはないでしょう。なぜならば、不明な権利者は、その後、

出現率は1%か2%程度であることは既にデータが示しているからです。あらわれたい権利者のために通常と同じ金額を権利者団体が集めると言われては、到底社会の支持を得られないので、この制度に血肉をつけて、社会にとって歓迎すべきものにするためにも、この部分は後払いにするか、あるいはごく低廉な金額にするというようなことを考えてはいかがかと思えます。私からは以上でした。

○水越委員 ありがとうございます。最初は、この報告書の取りまとめの部分ではないのですけれども、4ページ目の柔軟性を確保する際の視点の◆の4の後段、権利者に不安があるというのは許諾の仕組みがあるケースが多いと思うし、整えるべき。その整えるべきというのを読んだときに、整えるべきということを示すと民間からいろいろなアイデアが生まれてくるので、そこでもビジネスが生まれるのではないかと感じたところ、先ほど赤松先生から、新しい取り組みとして、絶版について、海賊版というものをさらにまたレベニューストリームに戻していくという取り組みについてお聞きして、まさに著作物に合った新しい民間のアイデアを取り込むというところが、もう少し必要なのではないかと思います。

何でこれを言っているかといいますと、取りまとめの前段を読んだときは、そうかな、そうかなとってうなずいていたのですけれども、方向性を読んだら、何となく全部古いようなイメージがありまして、9ページの考えられる方策で、権利者からの個別許諾は登録なのかとか、拡大集中許諾というのが今回出てきておりますけれども、もう少し著作物に合った、もっと権利者に個別にお金が入るような、この左のお金さえ入ってくれば使ってもらっていい人に対するソリューションとしては、今あるものを活用するのではなくて、新しい仕組みを取り入れていくということがかなり必要なのではないかと。登録していないけれどもしましよとか、参加していない人が多いのですけれどもしましよということでは、あまり今までと変わらないのではないかと思いますので、その点を1点コメントしたいと思えます。

10ページの柔軟性を確保した新たな権利制限規定なのですけれども、今、福井先生がおっしゃったC類型のところなのですが、これは権利制限規定が広いとか狭いというよりも、C類型を出発することについて、著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するというのが、どうしても私にはうまく理解ができませんで、以前コメントしたのは、著作物の特徴、例えば音楽なら音楽の特徴、写真なら写真の特徴を捉えて、それで何か利用するということを考えるときに、どうしても表現を知覚するというのは、人間が見なければいいというのが、今考えている次世代の大量の複製物ができてくるということと少しマッチしないのではないかと思います。

一つの受け皿規定というのは考え方としては、ここにどう書くかはともかくとして、オンラインへの対応とかを進めてきた中で必要なものを検討するという意味では、むしろ逆にわかりやすい面もあって、出発点としてC類型を思い浮かべてしまうよりは、もう少し

議論の最初にあったような要件をお示しして検討していくというほうが議論は深まるのではないかと思いましたが、そこもコメントさせていただきます。

最後に、9ページ目の許諾と考えられる方策のイメージの間で、現在個別に大量に資金を投下してうまくいっているような著作物のビジネスには影響を与えないということも逆に留保が必要かなと思いましたが、3点コメントさせていただきます。以上です。

○田村委員 大体、福井先生からおっしゃっていただいたことに私も賛成なのですけれども、少しつけ加えようと思っております。

まずは、瀬尾先生から非常に貴重なお話で、拡大集中許諾制度を孤児著作物対策に使おうとするときに、特に権利者団体等の組織率が弱いところこそ問題だと、私もそのとおりだと思います。そのときに、その正当性が弱まる分、バランスをとるために別手続として、代表という形ではなく、裁定許諾で処理していこうというのは、これもまた極めて論理的な話だと思いますので、強く賛成をしたいと思います。

あと、福井先生のお話について、あるいは全般的なのですけれども、私もいろいろと、C類型だけというのは少し寂しいかなと。次世代ということを見ると、もうちょっと踏み込んでよろしいかなと思っております。また、ちょっと残念に思いましたが、議論の途中で事務局から出てきたさまざまな報告書の中には、フェアユースみたいな柔軟な制限条項を入れたときに、一体どういうものが制限されるのかということに関するお考えみたいなものが、例えば、手前みそになります。市場の失敗などを参照したものが提示されていたと思います。これは極めて重要なことでして、大体議論が紛糾するのは、名前は何でもいいのですけれども、柔軟な権利制限条項を入れようとしたときに、どういったものがセーフになるのかということに関して、皆さんがとるイメージが全然違う。

先ほど瀬尾先生から御心配がありましたけれども、カナダのお話がありまして、私はその真偽のほどはわかっておりませんが、例えば、そういうときにまで許すのか。つまり、権利者のほうが著作物のインセンティブがなくなるようなときにまでセーフにするような制度なのかというあたりについて、なかなかイメージがないですね。そこが、いろいろと議論が進まないようなところだと思っております。

その意味で、途中の時に事務局から強く、こういう考え方もあり得るのではないかと出たのは、一つ、公の文書で出るというのは非常に重要なことだと思っております。さらに、もちろんああいったものは全て公開されているのですが、最終取りまとめしか読まない方も非常に多いわけなので、何とかせつかく出た話を、選択肢的でもいいのです。別に事務局はこれだけをしているというわけではなくてもいいので、いろいろな考え方がある中でこういうものがあるということをし少し復活させていただくことが議論を先に進めるのではないかと思いましたが、その点を少しお願いしたいと思いましたが。

○亀井委員 ありがとうございます。



私は、10ページ、11ページの権利制限規定の柔軟性のところを中心にコメントさせていただきたいと思います。

先生方、多く出されておりますように、昨今のサービスビジネスのあり方、特にデジタル・ネットワークが進んで、さまざまな利用者にとって非常に便宜のあるというか、社会的にイノベーションを巻き起こすようなサービスの提供の仕方ができる機会がふえていると思いますので、そういう意味で、何らか柔軟な規定を置いていただくほうが非常にいいと思います。その前提として、田村先生がおっしゃることで言えば、市場の失敗ということでしょうし、水越先生でしょうか、既に確立したようなビジネスを壊すというものでもないのだろうと。そのあたりは多分前提として置かれるべきものだろうと思います。

では、どういう場面にいるかということを考えますと、11ページの右下にあるように、青色につけていただいた既存の部分は、狭いながらも機能しているものの中にはあるだろうと思いますし、これをさっぱりとアメリカ型のフェアユースに置きかえるという議論でもないだろうと思います。

フェアユースと言うと誤解もいろいろありますので、最近、私はアメリカ型フェアユースみたいな言い方をしますが、そういう意味ではないだろうと思います。したがって、白く残った部分をどう埋めるのかという議論だと。そうしますと、サービス提供者側からいうと、やはり47条の4から9あたりのところが余りにもリジッドで、非常に要件が細かく限定されて、非常に窮屈だという思いがありますので、少なくともその部分については、10ページに戻りますと、受け皿規定的なものがあると何らかの要件で考慮されて、そのサービスでの著作物利用がいいのか悪いのかということについて、より予見性を持って判断できるのではないのかという思いでございます。以上でございます。

○中村委員長 お話を伺っておりますと、ここの委員会のこの問題に対する役割といたしますのは、これでいきましょうと決定するところまでは多分時間的にも無理なので、大まかな方向性を打ち出せればということだろうと思いますけれども、特にこのあたりが重要事項であって、このあたりを優先的にやりましょうというようなコンセンサスが得られればよいかと思えますし、制度だけではなくて、赤松さんがおっしゃったようなアプローチもここに含めていけばよいと思うのです。大まかな方向性は出つつあるかと思えますが、次回取りまとめという作業を事務局にしてもらいますので、それに必要な意見がもしあれば。

どうぞ、喜連川さん、お願いします。

○喜連川委員 冒頭、福井先生から非常に力強いメッセージをいただいて、こんなふうを考えていただける時代になったのかというのが大変目からうろこだったのですけれども、冒頭の著作権システムの内容はこのようにしましょうという1、2、3があるわけですが、法律だけでなりわいをとっていない人間にとりましては、福井先生がおっしゃられたように、とにかく検索エンジンのあの大きなビジネスが今後、あれに類するというか、それに

匹敵するようなものが出てきたとき、新しいフレームワークの中では、我々がルーズすることはないので。今、大型ビジネスのアイセンティケイトがむちゃくちゃ大きくなってきているわけですが、それを現行の誰が読んでもわからないような著作権制度で足を引っ張ることはなのだと、むしろエビデンスをどこかに国民目線的には書いていただけるほうがはるかにわかりやすいという気がいたします。それをぜひお願いしたい。

もう一つ、国家として考えるのであれば、ルーズしたのであれば、ルーズした分を今度取り返しに行くということをやらないといけないと思うのです。今までこれだけルーズしたので反省しますと、そんなこと大学ではほとんど考えないです。取られたのであれば、取られた分を今度どうやって取るかと。ですから、私はアメリカと同じにするなどという発想は全然ありません。アメリカに勝つためには、では日本はどうするのかというのを考えるのが次世代の知財であって、今そこにどうやってにじり寄るのですかという、その発想が私にはよく理解できないのが現実です。

ではどうするかということですが、先ほど瀬尾先生から非常にインプレッシブなエグザンプルをいただいたと思うのです。私もよくわかりませんが、カナダではうまくいかなかった例があると。何となく雰囲気感は、私も同じ教育者ですのでわからなくはないのですが、これはどういうことかということ、多分、法制度をリラクゼーションしたときにふぐあいが出てくるところをいかにリアルタイムに捕捉できるかどうか国家の力を強くすることに結びついていくのではないかと思うのです。つまり、この法律をこちら側に振ったときにどうなるか、あちら側に振ったときにどうなるかなどということ、100%プレディクトできるような人は世の中にはいないわけですね。そうすると、振ったときにいかに修正する、リカバーするかということ、どれだけクイックにできるかが国力につながると見るべきではないかと。だとすると、そういうメカニズムを我が国の中でどうつくるかということが、私は何となく、いわゆる次世代ではないかという気がします。

一例を挙げさせていただきますと、物理の世界はどうなっているかといいますと、物理学の世界ではプレプリントサーバーというのがありまして、論文を出す前のプレプリントをグローバルに一極集中したところにたたき込みます。そうすることによって、誰が一番にやったかというのをコミュニティの中でオーダーをつけるという文化ができるわけです。そういうところのエモーションをみんなで共有することによって、誰が最初だとか、誰と誰が似通っているとか、そういう問題をコミュニティそのものの中でアンアベイラビリティが出ないようなフレームワークをどうつくっていくかということのほうがおもしろくて、先ほど瀬尾先生がおっしゃった、管理をしっかりとっていないところはどうかのと。管理をしっかりとしないなどということそのものが何を言っておられるのかさっぱりわかりません。そこで負けてしまうのであれば、負けてしまってもしょうがないと思うのです。自分たちが勝つためには何をすればいいかというような、そういうエモーションのある人に利益がフィードバックできるような次世代の知財システムをぜひ考えていた

だきたいというのが素朴な気持ちでございます。以上です。

○柳川委員 ずっと皆さん、御議論あることと同じ意見なのですが、やはり新しい変化がいろいろ起きる中では、それに適切に対応していくときに柔軟な規定を置くということはとても大事なことだと思うのです。ただ、そのときに、田村先生がおっしゃったこととかなり近いのですけれども、単に柔軟だというだけだと、みんなどのように柔軟にされるのかということをやはり非常に心配することだと思うのです。

これは基本、プリンシプルベースということだと思っているのです。いわゆる金融行政などが今、大きく転換しているわけなのですけれども、ずっと個別に規制をしていたところから、それではとても追いつかないので、余り細かい個別規定で対応するのではなくて、プリンシプルで決めて、そのプリンシプルを具体的なところで適用していくということですね。そういうことで柔軟性を確保することなので、わからないのですけれども、何でもかんでも変わったら適当に柔軟にやりますというのだと、とても当然皆さん受け入れられないし、ここで言っている柔軟という意味は、そういう意味では決してないのだと思うのです。何らかのプリンシプルに基づいて、本来、今までやってきた、あるいはこれからやるべきところのことを現実に即した形で柔軟に対応することなので、どういふふうに柔軟なのかということのプリンシプルをある程度、きっちり決めることは難しいかもしれませんが、何らかの形で出していくことが、将来的な法律の安定性につながるということはあると思うので、それをどういう形で出せるのか。あるいは、これはここで出せなくて、そういうことを検討するということを表示するレベルにとどまるのかもしれませんが、少しそういう方向の点も考えていただければと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○瀬尾委員 柔軟な規定を含めていろいろあるのですが、1つここでちょっと視点を変えたお話を最後につけ加えさせていただきたいのは、日本のアニメやコミック、赤松さんは非常にアグレッシブにいろいろビジネスも展開されているという珍しい漫画家でいらっしゃると思いますけれども、漫画でも、写真でも、美術でも、文学でもそうなのですが、そのものをつくっていることだけにしかなか頭がいかない方々がつくったものが日本のいろいろな創作物の根本にあるというところ。つまり、クリエイターが知的財産とか、ここで議論されているようなことをわかろうはずもないし、わかる気もない。そんなことをやるのだったら、僕はこれをやっていませんとか、わかりませんという人たちが、日本の多くの創作を支えているのです。私が実際に多くの部分を司法に投げてしまうような形の、先ほど福井さんがおっしゃった、そこでちゃんと判例をつくって一人ずつが裁判なんかできないのですよ。2万円、3万円で裁判はできない。だから、司法で全然そんな判例は重ならない。

そのところで、私が考えている一番重要なことは、制度とか何とかは関係なくて、日本のそういった自分のつくる今年か考えていないようなクリエイターたちが泣き寝入りをしなくてはいけなくなるような、そういうシステムについてはどうしても避けたいというのが私の願いです。そして、そこをしないで頭とシステムと国家戦略と経済だけでいったら、本当にこつこつと、わからず、好きで、お金も少なく、そして物をつくっている日本のクリエイターたち、そういった大部分の人たちが、そこで虐げられはしまいかと。そして、それは単に経済効果だけではなくて、日本の文化を萎縮させはしまいかと。そこをお考えいただきたい。そうしないと、今あるからそれを使ってやったら、イナゴではないのだから、食い散らかして、そこが野っ原になったら移動するわけにはいかないのです。日本の中で育った文化は、そういった人たちが積み重ねてきたものがあるって、いろいろ今の文化とコンテンツがあるわけだから、そのサイクルを壊さないような形で立法、それから制度をつくっていくということが一番重要だと思います。

それに反する部分があるということなので、司法に判断を任せる制度は、今の日本の裁判状況と、普通の人の大多数が裁判をしないで一生を送る国で司法を重ねていくというのは、クリエイターにとってちょっと酷ではないですかということを私は申し上げたい。

ただし、C類型を否定なかったのは、新しいビジネスチャンス在日本の法律が潰してしまうことについては本当に反対です。ただ、リスクテイクはしなければいけないから、それは前にもお話ししましたけれども、やる側、企業側にもいろいろな人にやっていただきたい。ただ、そこは切り分けて考えないで、一つのバスケットに全部入れてしまうと、デリケートな部分を壊す可能性があるということは、私は重ねて言いたいので、その部分だけつけ加えさせていただきます。以上です。

○中村委員長　こういう具体的な各論の議論をしていくと、先ほど来御指摘いただいているような思いとか気持ちとかステートメント的な総論のところに戻ってくるというのがしびれるところでありまして、その両者をどのように書き分けていくのかという、ここは知恵が要ると思いますので、事務局にこれを取りまとめた文章にしていってもらいます中で、皆さんからもコメントを引き続きいただきながら整理ができればと思いますが、この件、何かつけ加えることはありますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○赤松委員　1個だけ、裁定制度に関してなのですが、柴山薫先生という漫画家さんが亡くなりました。心不全なのですけれども、ちょっとエッチなバトル物を描いている人なのですが、御両親も亡くなっているのです。柴山先生の作品を見るには、海賊版サイトに行くしかないのですね。

私とその漫画のアシスタントの方に、柴山先生の作品を正規によみがえらせてくださいという頼みを受けて、では裁定制度でと文化庁に行ったら、文化庁のほうでは、絶版漫画に広告をつけて無料公開するというのは聞いたことがないから、裁定制度はだめと言われ

たのですね。それで、漫画家協会とかに聞いて、それはちゃんとしたビジネスなのか、オーケーが出たらいいよと言うから、私は漫画家協会の理事なのですけれども。それは少し今、進んでいるのですけれども、私は、裁定制度は遅いので、これはアシスタントとか仲間の漫画家はみんなその先生のを見たいと言っていて、海賊版では見たくないと言っているので、勝手に公開しようかなと思っているのですよ。裁定制度を裏で進めておいて、勝手に公開して、広告収益は亡くなった病名の心不全の機関に100%寄附する。そのようなことを言った場合に批判する人はいないのではないかと思います。

これはPDではないのです。弟さんがいるといううわさがあって、アシスタントの方も誰も会ったことがないというので、こういう場合、私は、文化に資する形で、しかも、柴山先生が天国でうんうんと言ってくれるような形で、勝手に公開して実験をしてみようかなと思っているぐらいなのです。

こういうフェアなユースを認めてくれる日本であってほしいと、そういうものをこの委員会がシンボリックに提案してくれれば、すごくいいなと私は願っています。

○中村委員長 それに対して公式にうんと言っているものかどうかはばかられますが、尊敬します。

ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後、もう余り時間もなくなってきているのですけれども、AIによって生み出される創作物に関する議論です。これも資料の説明をお願いします。

○中野参事官補佐 それでは、お手元の資料3と、あと1枚紙で御用意しています別添を使いながら御説明したいと思います。時間も限られていますので、ポイントに絞って御説明させていただきます。

まず最初のページですが、頭のところで少し考え方の整理を書いています。前回の委員会でも、AIによる創作物を日本の国としてどのように捉えていくのか。ポジなのか、ネガなのかといった御議論があったところかと思いますが、ここについての政府としてのスタンスとしては、今、IoTとかビッグデータ、AIといったものを最大限に使って付加価値を生んでいくという新しい産業革命を起こしていこうという全体的な動きもあるところで、その一環として、AIによる創作についても、基本的には新しいビジネスチャンス、あるいは新しい文化を生み出すという観点から、積極的に取り組んでいくことが基本的なスタンスではないかということで書いてございます。その上で、議論の整理ということで個別に整理をさせていただきます。

「1. 議論の前提」、どのようなAI創作物を念頭に、どういう利活用のシーンを想定するのかといったところの整理でございます。

「(1) AI創作物に対する認識」でございますが、ここはどの程度インパクトがあるのかといったところについてはいろいろと御意見が分かれたところでございますが、コンセン

サスとして、2行目のかぎ括弧で書いてあります「人間の創作物と同等以上のものを、ほぼ自動的にAIが作り出す時代」がいずれ来るであろうということは共通認識ではないかという整理をさせていただきます。

ただ、その際、AIが意思を持ってやるというのはちょっと先の話で、この委員会では、自動的にはやるけれども、人間の関与は一定あると。脚注に小さく書いていますけれども、最後のボタンを押すみたいな、象徴的にはそんな行為を含めて、何らか人間は関与するといった場合を念頭に議論を整理していくとよいのではないかということ、委員会の議論を踏まえながら少し書かせていただいております。

めくっていただきまして、2ページ目の(2)の真ん中ぐらいになります。議論の対象となるAI創作物ということで、コンテンツ的なもの、技術的なもの、あるいは意匠で保護されるようなデザイン的なものと、いろいろ考えられるものではございますが、まずはコンテンツを念頭に置いて議論を進めてはどうかという整理をさせていただきます。これは著作物が無方式で保護されるということで、権利のある創作物に見えるものが爆発的にふえる可能性があるというところを重視しているということでございます。

技術やサービスなど特許、意匠で保護されるものへの影響についても、引き続き留意は必要ということで2つ目、3つ目の○に書いてございます。

次の3ページ目でございます。コンテンツ的なAI創作物がほぼ自動的に出てくるところで、もう少しそのビジネスモデルを整理した上で議論が必要ではないかという御意見を前回いただいたかと思っております。それを念頭に、どういったビジネスモデル、シナリオが考えられるのかというところを幾つか整理して、案としてお示しをさせていただきます。

こちらについては、お手元の1枚紙、シナリオ案のスライドと照らしてご覧いただければと思います。3つシナリオを整理してございます。

まず1つ目として、コンテンツ・クリエイターによるAIの利用ということで、創作の過程で今でもコンピューターを使っているということは多くあるかと思っておりますが、その延長線上で、AIがより創作の中核部分を担っていく。人間は最後、ボタンを押すだけみたいのところになるかもしれないといったような使い方でございます。この場合、関与するのは人間ということで、Aさん、Bさんと書いていますが、AさんはAIのプログラムを提供する方、Bさんはそれを使って実際にAI創作物をつくって利用するという方になるかと思っております。

投資ということで、A、Bそれぞれ、このAIがちゃんとコンテンツをつくれるようにする過程においては、時間も費用もかかるということで投資が発生する。それに対する対価としては、AさんはBさんからプログラム提供の対価という形で受け取れるということに対して、Bさんは市場にこのAI創作物を出すことによって、市場からの収益でペイをするというビジネスモデルが一つ考えられるのではないかということでございます。

2つ目として、AI創作物でビジネスをするというよりは、A創作物を生み出すプログラム、AI自体でビジネスをするというやり方として、プラットフォームによるAI利用というもの

を整理してございます。プラットフォーマーが今でもサービスをオンラインで提供したりということはありますが、サービスの一種として創作物をつくってくれるAIプログラムを提供するというようなビジネスモデルをイメージしております。この場合、人間の関与はAさん、AIを管理してプラットフォーマーとして提供する人と、Bさんは消費をする人、消費者ということになるかと思えます。

投資は、AさんはAIを全体的に育成する。時間も費用もかかっている。Bさんは、その利用に対して何らか対価を払うということになるかと思えます。対価ということで、BさんからAさんにAIの利用料ということで、プラットフォーマーは無数にいるであろう消費者から対価を得るといこと。Bさんについては、手元ででき上がったAI創作物、コンテンツをどう使うかというところで、もちろん手元で得られることによってサービスとしての精神的充足というのはまずあると思えますが、それをBさん自身がビジネスに使えるかどうかといったところについては、恐らくこのプラットフォームがどういうビジネスモデルを描くのかということによるのかなということを書いてございます。

③のシナリオとして、AIとAI創作物をセットで展開するというもので、こちらは赤松委員から以前御提案があったものを念頭に書いたものでございます。AIの生成物を提供するだけでなく、AIにキャラクターを移す。そこから出てくる生成物と一体で展開をしていくというようなビジネスモデルでございます。

4ページになりますが、人間の関与としては、AIをつくる過程においてAさんの関与というのが非常に大きい。投資もAさんが重点的にやっているというところ。収益については、市場からAさんに対して、キャラクターの利用ですとか、あるいは生成物の利用についてということで収益が返ってくるというようなビジネスモデルが想定されると整理をしてございます。

続きまして、5ページ目から「2. 知財制度上の取扱いについて」ということでございます。

まず、今、念頭に置いたようなAI創作物を知財の対象とすべきかどうかというところで順番に整理をしてございますが、(1)で、今の著作権法の適用の是非について、これはまずは慎重に考えるべきではないかということが今までの御議論の中心であったかということで、そのように書いてございます。

(2)のところ、省かせていただきますが、インセンティブを考えるべきではないかということで、先ほど整理したシナリオに基づき、このインセンティブの分析というのを委員会としてしっかりやってはどうかということで整理をしてございます。自然権的などころについては、少し先の課題ではないかということで整理をしてございます。

7ページに行かせていただきます。インセンティブの分析ということで、少し時間をいただいて説明しました各シナリオ、①から③ごとに、そのインセンティブ付与として知財保護が必要なのかどうかというところを整理、たたき台としてお示ししたのが7ページから8ページとなります。

まず①のビジネスモデルについてですが、Aさんのプログラム提供者、これはプログラムを提供して対価をもらっているのもので、特段のさらなる保護は不要ではないかということでございます。

Bさんの立場については、ここはなかなか悩ましい、両論あるところかなと思っております、そのように書いておりますが、1つは、AI創作物を市場に提供する、AIを使えば当然コンテンツの生産性が上がりますので、その分でペイをするということで、自然に任せてもいいのではないかとすることも考えられる。他方で、やはり価値のあるものとか、あるいは多様にマネタイズするということを考えますと、できたものについて権利があったほうがいいのかという立場も考えられるかと思えます。

1つの考え方として、全ての知財、全てのAI創作物に権利を認めるのではなく、その中でより価値のあるもの。この価値のあるところをどのように考えるかも御議論のポイントかと思えますが、今までの委員会の意見では、世の中に広めて認知させたところに価値が生じるであろうと。全てのものではない、世の中で知られるようになったものについては価値があるので、そこについては保護をするということが考えられるのではないかとすることを一つの案として書いてございます。

また、当事者以外のプレーヤーの関与ということでCさん、人間の創作者、この枠外にいる人たちの行動がどうなるかということを書いてございますが、これはAI創作物と人間の創作物が市場で競合するということになりますので、侵害、同一性のところで訴訟が起きていく可能性もある。こういったAI創作物と人間の創作物の類似・侵害についての対応ということも必要になってくるのかなと書いてございます。

8ページでございます。プラットフォームによるAI利用について、同一のところを省かせていただきまして、少しあいて、矢印、斜めの字にしているところでございますが、プラットフォームは、AIのプログラムを管理し、また創作物についても関与し得るということで、この影響力をどのように考えるか。先ほどのインターネットの議論でもございましたが、プラットフォームの影響力をどう考えるかといったところがAIのところでも重要なポイントになってくるのではないかと書いてございます。

最後、AIとAI創作物をセットで展開する場合についても、出てきたものの中でより価値の高いものについて保護を必要とする可能性ということで、前のページと同様の論点があり得るかなと整理をしてございます。

最後に、10ページ、11ページで、今、御説明させていただいた論点を少し整理して、さらに御議論いただきたい点ということで提示をさせていただいてございます。

ポイント3つで書いてございます。1つはプラットフォームの影響力というところでございます。2つ目、類似・侵害への対応ということで、同一性の判断といったものも含めてどのように対応していくかといった視点でございます。最後に11ページ、真ん中ぐらいい書いてありますが、3つ目、このAI創作物が爆発的に増加するという事。それについて、一部だけ知財として保護するというようなことになったときに、人間の創作活動やそれを



支える知財制度に対してどのような変更が求められるかといったところについて、さらに検討が必要ではないかということで整理をさせていただきます。

事務局からの説明は以上になります。

○中村委員長 ありがとうございます。

本件については、方向性を打ち出すというよりも、問題提起と論点整理というところまでが我々に残された時間でできることかと思うのですけれども、今日はもう余り時間はありませんが、そういう観点から、ここの議論で不足していること、あるいは修正すべきことがあればお出しいただきたいと思えますし、次回の最終回に向けてこういったところを議論すべきだということがあれば、後ほど事務局にコメントを送っていただくということでも結構なのですが、ここの場でお出しただけのことがあれば出していただければと思います。いかがでしょうか。

田村さん、お願いします。

○田村委員 ビジネスモデルも出していただいて、具体的に話が進んだ点では非常に前回よりも見えやすくなったかなと思っております。

時間の関係で1点だけ絞ってお話ししますと、例えば7ページでBについて、AI創作物について、新たな保護の仕組みというのが書いていますが、ちょっとつけ加えるとすれば、基本的に著作権と特許権等と書いてある、何か創作者を保護するタイプの新たな保護の仕組みみたいなことが念頭に置かれているように思われるのですが、実はここに書かれているような、認知させたところに価値が生じるとか、そのビジネスの仕方について価値が生じたというときに、こういったものを保護する仕組みとしては、例えばその会社のマークの保護であるとか、信用を保護する、不正競争防止法の周知表示の保護とか、署名表示の保護とか、登録商標の保護とか、そういう標識型の、その事業に対する信用を守るといったタイプの保護は実はかなり重要でして、逆にそれで十分なきもあるのです。つい著作権からスタートしているからこうなるのですけれども、もう少し幅広い見方ができるなというのが1点。

2点になってしまうけれども、それから、これは次世代ということなのでお許しいただければと思いますが、創作型の保護のときも、恐らくこういうタイプで、私はそれで十分だと思うのですけれども、もしそれで仮に足りないとしたら、創作型の保護みたいなものも必要なのでしょうけれども、そういうときは、こういう創作から途絶しているものについては、ここで書かれているような、創作されたもの以外、ビジネスとしてそれに付加価値をつけたところに何らかの保護という御趣旨なので、そういったときには総体として、この商品自体の保護みたいな形になると思うのです。例えば不正競争防止法には2条1項3号で商品形態の保護というのが、創作者と無関係に事業者には保護する制度があったりするので、その類似のようなものになると思うのですけれども、そういったこともあり得る

と思うのです。これはむしろ事務局が念頭に置かれているようなものの、より具体的なイメージだと思います。

ただ、それは次世代の次世代、私から見ると次々世代ぐらいの話だと思いますので、私の力点は、むしろ1点目の創作型ではない保護ということで、結構インセンティブは守られるところがあるということだけ御指摘したいと思います。

○福井委員 今の田村先生の問題意識と同じでありまして、7ページの注6のところ「新たな保護の仕組み」というのは、自他識別力や出所表示機能です。

○田村委員 それは書いてあったのですね。私の発言は撤回します。注6をサポートしますということで議事録を変更してください。

○福井委員 私もその視点でして、恐らく大量につくられるものに独占排他権を認めることはどうなのかということから、でも、自他識別性や出所表示性が生じた場合に何か守れたらという視点からの御指摘かと思ったのです。であれば、田村先生がおっしゃったとおり、商標とか不正競争防止法の現行法は、その標識が人間がつくったものか機械がつくったもので差を設けておりませんので、現行法で保護可能かなと思うのです。そして、それで十分かなという気もするところではありますが、そののみです。

○中村委員長 柳川さん、お願いします。

○柳川委員 今の2人の意見と重なる部分があるのですけれども、要するに、インセンティブの話でいくと、何かやはりこういうものをいろいろ頑張る意欲を持たせるためには保護が必要だという方向でどうしても議論が進みがちなのですけれども、基本的にはビジネスをやっている人たちは、いろいろインセンティブを持ってやっていることはいっぱいあるわけで、著作権で保護されなくても、いろいろビジネス上インセンティブを持って何かやって、そのアイデアからもうけているというところはたくさんあるわけなので、著作権からスタートしてしまうと、どうもそちら側が見えなくなるので、そもそもビジネスはそういうものだ。ただ、それでどうしても回らないというところに関しては何らかの保護が必要だという、この議論のスタート地点は確認しながら進むほうがいいかなと思います。

○水越委員 今の議論をお聞きして思ったのですけれども、日本国内だけ考えるといいような気がするのですが、例えば商標とした時に、海外で登録していくのかとか、同じ名称が使われていたらどうするのかとか、とれなかったらどうするのかとか、そういう話もありますし、不正競争防止法の日本の規定同等の規定が海外についてあるかということもあるのです。著作権法から考えると保護し過ぎという面もあるかもしれませんが、著

著作権法のいいところとしては、敷居が低いかわりに、海外展開していくときにその国にそれなりの著作権法があれば、条約に加盟していれば保護される可能性もあるということだと思います。

日本に閉じて検討を終わらせると、競争力という意味では余り意味がなくなってしまうので、日本内の中和みたくなってしまうので、海外に展開するときそれを保護する、しないが有利なのかという視点は追加しておいたほうがいいのではないかと思います。

○中村委員長 ほかにいかがでしょうか。

喜連川さん、お願いします。

○喜連川委員 上手にまとめられていると思いますし、原則、AIはツールでしかないと思いますので、こういう考え方で結構ではないかという気がしますが、当面はコンテンツとお書きになっているのですけれども、我が国の産業母体全体を見たときに、一体、AIがどれだけの市場インパクトを持つのかというところから始めたほうがいいのではないかという気がします。つまり、当面はというのは、一番インパクトの大きいところがどこだから、そこを議論するというのはわかるのですけれども、何だかわからないで当面コンテンツと言われても、どうしてそこをやるのかが論理的に余り妥当性を感じられないというのは、感じるどころです。

○中村委員長 ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。

私の進行法がまずくて、時間不足で消化不足となっている面はおわび申し上げますが、本件についても、それから、今日ここまで御議論いただいたことでも全部含めて結構ですので、ぜひ事務局に取りまとめ前に入れ込むべきコメントをお寄せいただければと思います。どうもありがとうございました。

ということで、予定の時間が参りましたので、ひとまず本日の議論はここまでといたしまして、最後に、横尾局長から一言いただきたいと思います。

○横尾局長 今日は長時間ありがとうございました。

本当は、最後のところを最も議論したかったというのが個人的にはあるのですけれども、順番をひっくり返したほうがよかったかもしれませんが、最初の2つのテーマは大体見えてきたかなと。資料2は、ちょっと今、反省をしているのですが、若干即物的過ぎたかなと思って、逆にそれが先生方の御議論を惹起したのは結果的にはよかったかなとと思っているのですが、今日の議論を踏まえて、1と2はまとめられるかなと思っています。

3番目の論点は、全体をまとめる過程で、次回、最終回になると思いますけれども、若干時間をとって、サブスタンスを含め、議論をしたいと思っております。

いずれにせよ、今日は10分ぐらいしかなかったものですから、コメント等、インプット

があればぜひお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村委員長 ありがとうございます。

最後に、次回の会合について、事務局から願ひします。

○永山参事官 次回の会合につきましては、3月24日の木曜日、4時から6時までを予定してあります。どうぞよろしく願ひいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

閉会いたします。どうもありがとうございます。